



千歳市本庁舎耐震改修及び 第2庁舎建設基本構想

平成27年9月

千 歳 市

目 次

第 1 章 基本構想策定の背景と経過

- 1 - 1 はじめに 1
- 1 - 2 本庁舎耐震改修の必要性和老朽化（経過） 1
- 1 - 3 教育委員会庁舎の老朽化と庁舎機能（教育委員会庁舎及び西庁舎）の分散化 2
- 1 - 4 対応策の検討経過 3

第 2 章 基本構想の理念と検討項目

- 2 - 1 市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎 4
- 2 - 2 市民がやすらぎ、交流できる庁舎 5
- 2 - 3 市民の安心・安全を守る防災拠点としての庁舎 7
- 2 - 4 市民サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎 8
- 2 - 5 地球にやさしい環境配慮型庁舎 9

第 3 章 基本設計に向けての検討事項

- 3 - 1 第 2 庁舎の面積設定 9
- 3 - 2 第 2 庁舎の建設位置 10
- 3 - 3 事業計画及び事業費 12
- 3 - 4 財政負担への配慮 12

資 料

- 平成 23 年度耐震診断結果 14
- 千歳市本庁舎耐震改修及び第 2 庁舎建設検討委員会設置要綱 18

第1章 基本構想策定の背景と経過

1-1 はじめに

現在の本庁舎は、昭和51年の供用開始から39年を経過し、施設・設備の老朽化が著しく、庁舎建設当時、約6万人であった人口も現在は9万5千人を超えており、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化により業務が拡大し、狭あいな状況となっています。

その結果、市庁舎は本庁舎以外に教育委員会庁舎、西庁舎等に分散化することになり、利便性、機能性等の点において、市民の相談や手続きが煩雑な配置となっています。

また、教育委員会庁舎は、昭和37年の建築から53年を経過し、建物全体の老朽化が著しく、モルタルの剥落、雨漏りなどが発生しており、外壁改修、屋根防水全面改修、高圧電気設備の更新が必要であるなど課題が多くあり、代替機能の確保は喫緊の課題となっています。

さらに、本庁舎は、多くの市民が利用する施設であるとともに、地震等の災害時において、災害対策本部を設置する施設となっていますが、平成23年度に実施した耐震診断の結果、事務棟及び市民ホール棟については、強度不足により耐震性能を満たしておらず、補強工事が必要であると判定されており、安全性の面においても不安が残ります。この不安を解消するために耐震補強工事を実施した場合、内部鉄骨ブレースやRC系耐震壁の設置に伴い、工事期間中は最低でも500㎡以上、工事完了後は100㎡以上の事務スペースが消失するという課題も抱えています。

そこで、耐震改修工事に伴う事務スペース消失への対応、教育委員会庁舎の著しい老朽化への対応、教育委員会及び建設部技術部門の集約により市民サービスの向上を目指し、市民の利便性向上を図るため、「千歳市本庁舎周辺再整備基本計画」に位置付けている第2庁舎を建設することとし、第2庁舎建設の後、本庁舎耐震改修等工事を実施します。

工事の実施に当たり、業務の継続性の確保と円滑な工事の推進を図るために、全庁的な横断組織として千歳市本庁舎耐震改修及び第2庁舎建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

検討委員会では、本庁舎、教育委員会庁舎及び西庁舎の現状を把握し、検討課題となる「本庁舎の耐震性の確保」、「防災拠点としての機能強化」、「バリアフリー¹」、「窓口サービスの向上」、「市民がやすらぎ、交流できる空間」等について、市民の視点に立った検討を行い、千歳市本庁舎耐震改修及び第2庁舎建設基本構想として取りまとめています。

1-2 本庁舎耐震改修の必要性と老朽化（経過）

現在の本庁舎は、事務棟、市民ホール棟及び議会棟の3棟で構成されていますが、平成23年度に実施した本庁舎の耐震診断の結果、議会棟については耐震性能を満たしていますが、事務棟及び市民ホール棟の2棟については強度不足により耐震性能を満たしておらず、震度6強から7程度の大規模地震が発生した場合には倒壊する危険性があり、耐震補強工事が必要であると判定さ

¹ 高齢者や障がい者などが生活していく上で、障壁となるものを取り除くこと。

れています。

耐震改修等工事の補強方法としては、外壁を改修するほか、事務棟南側（スロープ側）の地階から3階にかけて外部に鉄骨ブレース²を設置するとともに、事務棟1階内部を中心に内部鉄骨ブレース、RC系耐震壁³などを設置することになりますが、その設置に伴い工事期間中は最低でも500m²以上、工事完了後は100m²以上の事務スペースが消失するという課題が残ります。

1-3 教育委員会庁舎の老朽化と庁舎機能（教育委員会庁舎及び西庁舎）の分散化

教育委員会庁舎は、昭和37年10月に市民会館として建築・供用開始し、市民文化センター及び市立図書館が整備されたことに伴い、昭和62年度に市民会館を廃止し、平成元年4月から教育委員会庁舎として使用しています。その間、3度の増築や改修を繰り返していますが、建築から既に50年以上経過し、躯体・給排水設備など建物全体の老朽化が著しく、また、西庁舎の分散化により市民の手続きが煩雑になっていることから、その対応策の検討が急務となっています。

(1) 教育委員会庁舎の状況

屋根防水やモルタル壁面の劣化が進み、雨漏りやモルタル片の落下などの発生のほか、内壁、柱、高圧電気設備、水道設備など、躯体・設備の全てにおいて、老朽化が著しく、危険回避のための応急的な修繕で対応している状況となっています。

また、建物の気密性が低く、隙間風などにより断熱性が低いほか、廊下やホールには暖房設備がないことから、冬期間の冷え込みが厳しいなど、執務環境が厳しい状況にあります。

このほか、エレベーターがなく、バリアフリー対応となっていないことに加え、2階にトイレがないことや執務室の狭あい化など、市民、職員等の利便性は極めて低いものとなっています。

(2) 西庁舎等の分散化

西庁舎の建設部技術部門及び教育委員会は本庁舎から離れて分散化しており、市民の利便性向上及び効率的な行政活動を行う観点から集約することが望ましく、「本庁舎周辺再整備基本計画」の第2段階計画では、第2庁舎を新設し行政機能の集約を図ることとしています。

² 木造の筋かいと使用方法が似ており、柱や梁などで四辺形に組まれた軸組に対角線状に鉄骨ブレースを入れ建物を補強する手法。

³ 建築物において、地震の水平荷重(横からの力)に抵抗する能力をもつ壁のこと。

1-4 対応策の検討経過

これらの現状等を踏まえ、その対応策について検討を行った結果は以下のとおりです。

案区分	メリット	デメリット（課題）
第2庁舎建設 + 本庁舎耐震改修等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会及び建設部技術部門の集約による市民の利便性向上 ・教育委員会庁舎老朽化への対応 ・耐震改修工事によるスペース消失の解消 ・本庁舎狭あい化解消による市民サービス向上 ・職員の執務環境の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保 ・耐震改修実施時期の変更
プレハブ庁舎建設 + 本庁舎耐震改修等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・第2庁舎建設に比べ、安価、短期間での建設可能 ・早期の耐震改修工事実施が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模によっては相応の財政負担 ・防衛補助が見込めない ・第2庁舎規模でなければ教委庁舎老朽化に対応不可
民間施設活用 + 本庁舎耐震改修等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・移設、借上げ等の経費を合算しても庁舎建設より安価 	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎の分散化 ・駐車場の確保 ・教委庁舎老朽化に対応不可
市民ホールの活用 + 本庁舎耐震改修等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的な負担が一番少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の分割実施による市民サービスの低下や業務の混乱 ・教委庁舎老朽化に対応不可
免震補強	<ul style="list-style-type: none"> ・事務スペース消失を回避できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費が膨大 ・教委庁舎老朽化に対応不可

メリット・デメリットを比較した場合、案及び案では、教育委員会庁舎老朽化への対応ができないこと、案では、教育委員会庁舎老朽化に対応をする場合は第2庁舎規模が必要である一方、補助金など財源確保に課題があること、案では事業費が膨大であり現実的ではないなど、それぞれ課題が多い結果でした。

案では、財源確保と耐震改修時期の変更が課題となりますが、教育委員会庁舎老朽化への対応、庁舎の集約化、消失スペースの確保などの効果が大きいものと考えられ、案の第2庁舎建設を基本に検討を進める結果にいたっています。

第2章 基本構想の理念と検討項目

市役所庁舎は、現在の庁舎が抱える行政サービスの機能的・効率的な提供などの課題を解決するだけでなく、「まちづくりを推進する中核的な公用施設」と位置付ける必要があります。

また、「市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎」など市民の視点に立った庁舎づくりを目指す必要があることから、本庁舎の耐震改修等工事及び第2庁舎建設工事の実施にあたり、次のとおり理念を定め、今後、基本設計や実施設計において詳細に検討を進めます。

市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎

市民がやすらぎ、交流できる庁舎

市民の安心・安全を守る防災拠点としての庁舎

市民サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎

地球にやさしい環境配慮型庁舎

2-1 市民が利用しやすい、市民にやさしい庁舎

社会情勢の多様化・複雑化に伴い、市民個々の行政に対するニーズも変化しており、市民が市役所を訪れた際に安心して相談ができ、窓口での各種サービスを円滑に受け取ることができる機能や空間を整備する必要があります。

< 課題：窓口部門の狭あい化 >

社会情勢や地方分権などに伴う市民ニーズや行政サービスの多様化・複雑化により、特に市民の出生、結婚、出産などのライフイベントに密接に関連した本庁舎1階の窓口部門の執務スペースが狭あい化しています。

このことに伴い、市民の諸手続きに必要な窓口スペースが十分に確保されていないことや、市民が安心して本市に相談できるプライバシーに配慮した相談スペースなどが不足しています。



【執務スペースの影響を受ける窓口】

< 検討する項目 >

- ・バリアフリーに配慮した第2庁舎整備
- ・市民の利用が多い窓口機能の第2庁舎への集約
- ・個人のプライバシーに配慮した窓口や相談スペースの設置
- ・ゆとりのある廊下や待合スペースの確保
- ・総合案内の充実やキッズコーナーの整備
- ・ピクトサイン⁴や触知図⁵（点字図面）など、市民にわかりやすいサインプラン

< イメージ >



【さいたま市役所総合案内】



【プライバシーに配慮した妙高市役所】

2-2 市民がやすらぎ、交流できる庁舎

市役所には様々な目的をもって市民が訪れますが、来庁時に「気軽に、快適に、やすらげる」スペースが不足している状況にあります。

このため、来庁時に市民がやすらげる場や、市民同士の交流や市民活動促進などのきっかけとなるような場を設ける必要があります。

さらに、廊下や待合スペースの十分な確保、キッズコーナーの整備などにより、ゆとりある空間の創出が求められます。

< 課題：市民がやすらげるスペースの不足 >

現在、本庁舎内には食堂と喫茶コーナーを設けていますが、場所がわかりにくいことや、市民ロビーについては各種展示等によって頻繁に使用していることに加え、確定申告会場や期日前投票会場などにも活用していることから、市民が気軽に快適にやすらげるスペースが不足している状況にあります。

⁴ 言葉や文字に代わって絵・図を用いることで、一目でその表現内容がわかるようにされたサインで、公共空間において外国人などに対して内容の伝達を直感的に行う情報提供手段。

⁵ 視覚障がい者が触覚により空間認識を行うための地図のこと。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字により表現。



【1階 確定申告などに利用される市民ホール】



【地階 市民にわかりにくい食堂配置】



【2階 市民にわかりにくい喫茶コーナー配置】



【1階 待合がない福祉・高齢者窓口】

< 検討する項目 >

- ・市民が気軽に利用できるカフェなどの飲食スペースの設置
- ・ゆとりある廊下や待合スペースの確保（再掲）
- ・第2庁舎と市民ホール棟の接続による市民ホールの有効活用
- ・キッズコーナーの整備（再掲）

< イメージ >



【明るい青梅市役所喫茶コーナー】



【北柱市役所キッズコーナー】